

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第196号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回 (6・9・12・3月)
定価 1部500円 (送料別)
年間2,000円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

谷垣・自民党総裁と面談

自民党としての独自案の策定を要請

中央本部(会長 上田卓雄)では、会長、副会長、事務局長の三役が、1月21日午前10時30分から、自民党本部において新年のあいさつを兼ねて、谷垣禎一・自民党総裁と面談した。

面談では、「人権擁護法案」が廃案になったまま放置されている中、昨年6月に法務省政務三役名で公表された「新たな人権救済機関の設置について」(中間報告)では、民主党の「人権侵害救済法案」に、私ども自由同和会が修正を求めた3点の内(機関紙第194号を参照)、2点を取り入れているもの

の、法務大臣が変わり安心できる状態ではないことで、修正する部分を確認するとともに、民主党が独自に法案を策定していることから、自民党も独自で法案を策定するよう要請した。

出席三役
会長 上田 卓雄
副会長 上田 藤兵衛
事務局長 平河 秀樹
なお、阪本孝義 副会長は、都合がつかず欠席された。

都府県本部関係

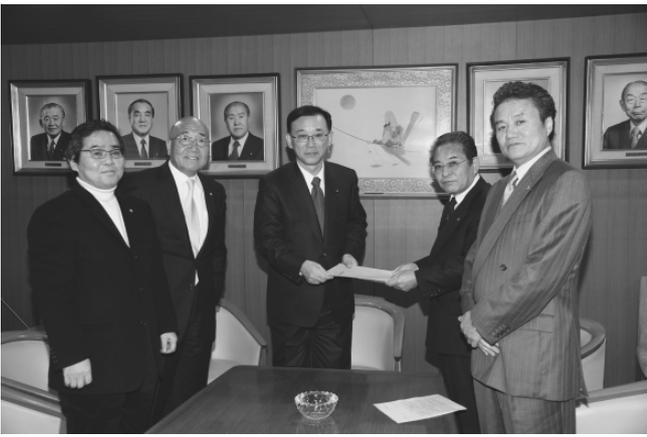
京都府本部(会長 上田藤兵衛)では、京都市協議会(議長 山口 勝広)と合同での新春懇親会を、1月14日午後6時から京都市内の「京都ホテルオークラ」に、国会、府会、市会の各議員や自治体の代表者多数を来賓に招き、400名を集め開催した。

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、

九州ブロック(会長 上田卓雄)では、12月9日午後2時30分より、熊本県菊池市内の「菊地観光ホテル」に九州各地から(福岡、熊本、長崎、佐賀)80名を集め、平成22年度の幹部研修会を開催した。

研修会では、平河秀樹 中央本部事務局長が「新たな運動の確立へ」〜同和問題の早期解決をめざして〜のテーマで、講演と質疑応答を行った。

今号の内容	
谷垣・総裁との面談	1 P
都府県本部関係	1 P
谷垣・総裁への要請書	2 P
野中先生への誤解を解く	3 P
宮崎 学さんの長期連載	4 P



谷垣総裁に要望を手渡す上田会長

第26回全国大会

日時 5月20日(金) 午後2時〜4時

場所 自民党本部9F901会議室

平成 23 年 1 月 21 日

自由民主党

総裁 谷垣 禎一 様

自由同和会
会長 上田 卓雄

人権救済制度の確立について

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決に多大なご尽力を賜り、衷心より厚く感謝を申し上げます。

さて、標記の件ですが、平成 8 年 12 月に「人権擁護施策推進法」が制定され、この法律に基づき「人権擁護推進審議会」が平成 9 年 5 月に設置されました。

この「人権擁護推進審議会」は、平成 13 年 5 月に「人権救済制度の在り方について」の答申を法務大臣に提出しました。答申を受けた法務省は、平成 14 年の第 154 回国会へ「人権擁護法案」を提出しましたが、平成 15 年 10 月の衆議院の解散から廃案になりました。

その後、幾度も法案を国会へ提出する取り組みがされましたが、残念ではありますが党内での意見がまとまらず現在に至っています。

この間、国連の自由・社会規約委員会や人種差別撤廃委員会、女子差別撤廃委員会などから、早期に国内人権機構を設置するよう勧告されています。

民主党は「人権擁護法案」の対案として、「人権侵害による被害者の救済及び予防等に関する法律案」（略称、「人権侵害救済法案」）を策定しておりますが、この「人権侵害救済法案」は、「部落解放同盟国有化法案」と揶揄されるように、非常に危険な内容になっていますので、関係要路に別紙の『「人権侵害救済法」の修正について』を配布し、要請してきました。

民主党政権になりましたので「人権侵害救済法案」が国会へ提出されると危惧していましたが、千葉法務大臣が昨年 6 月に公表しました「新たな人権機関の設置について」（中間報告）の内容は、私どもの法案修正の要請が功を奏したのか、3 点の修正の要請を 2 点までを取り入れられたものになっていました。

しかしながら、未だに法案の策定はされていないので、法務省に法案の策定を急がせると同時に、自由民主党としても「政権公約 2005 自民党の約束」に記述されている「簡易・迅速・柔軟な救済を行う人権救済制度の確立」の実現に向けた取り組みをされるよう強く強く要望いたします。

以 上

野中先生への誤解を解く

平河 秀樹

私は、中央本部の事務局長という立場もあり、幾度も野中広務先生とは話し合ってきたので、野中先生の部落差別解消の思いは良く知っているつもりだ。

ややもすると同和のポストとか部落のポストと運動団体を陰で操っているかのように言われているが、これは全くの誤解である。

野中先生の卓越した先見性に、今になって気付かされ恥じ入るばかりであるが、その頃は、反発することのほうが多かったことに自戒を込めて反省したい。

記憶に残っているその頃の発言を紹介すると、

①国民から批判される問題（特に税の問題）を内包する運動は、いずれ国民から見放される。

②被害者意識を強調する運動は、いずれは部落からも国民からも見放され衰退する。

③これは鮮明に覚えているが、元総理大臣の「野中さんは部落出身だから総理大臣にするわけにはいかない」という差別発言について、京都の上田会長と一緒にお会いしたときに、私の方からこの発言について確認したところ、この発言がされたときに同席した何人かに確認して裏はとってあるので事実であろうと言われたので、私どもの団体から抗議をしましょうかと持ちかけたら、即座に「放っておけ」と言われた。この時の野中先生の胸中を察すれば、恐らく、忸怩たる思いはあるけれど、過去の経験から運動団体の差別があることを強調することに利用されることへの拒否感が勝ったと思われる。

今に思えば、私どもの団体も信用されてなかったのかと残念な気持ちであるが、常に「君たちは誰のために運動をやっているのか」を問う眼差しで見られていた気がするし、いまのままの運動を続けている限り、部落差別はなくなり、逆に差別の再生にもなりかねないと言われていたのかもしれない。

現に、福岡県において、自分の職を守るために部落差別を捏造する部落解放同盟員が現出したのは、このような者を生む土壌を現在の運動には抱えているということ、私どもも含めて謙虚に反省しなければならない。

そのためには、運動体を存続させるための運動になっていないかを常に点検し、部落差別をなくすためという目的のため、常に部落差別の現状を客観的に分析し、把握し、現状に即した運動に修正していくことが求められていると思われる。

最後に、野中先生の決断の速さと実行力には少なからず助けられたが、それを表すエピソードを一つ紹介すれば、「人権擁護法案」が策定されている中、自民党の或る衆議院議員から、「極めて3条委員会に近い8条委員会になるが、辛抱してくれ」と連絡があり、自由同和会としては容認することはできないと返事をし、直ちに、上田藤兵衛 副会長と野中先生と面談したいのでアポイントを取ってほしいと連絡。数日後に、上田 副会長と野中先生に面談し、「人権委員会は8条委員会になるそうですね。私ども自由同和会は容認できません」といきなり切りこんだら、ギョロと睨みつけ、「行政改革の責任者として、今の中央官庁の枠組みを作った手前、自分から枠組みを壊すことはできない。すべてスクラップ・アンド・ビルドでやっている」と言われたので、「それでは、3条委員会の司法試験管理委員会を8条委員会にして、人権委員会を3条委員会にすればどうですか」と更に切りこんだら、腕を組み、ううんと唸り、しばらく考えられていたが、返事はいただけなかった。しかし、「人権擁護法案」がまとまった際には3条委員会になっていたのには驚いた。流石としか言いようがない。

野中先生の、部落差別の解消への深く強い思いを引き継ぎ体現するのは、自由同和会であると再認識をしていきたい。

宮崎学さんの長期連載 「融和運動の再評価」

当面の掲載予定

「融和運動の再評価」

プロフィール

宮崎 学 (みやざき まなぶ)

1945年、京都府生まれ

早稲田大学法学部中退

13話 解放と融和のゆくえ

1977号に掲載

第1部は、13話で終了です。

1945年、京都・伏見のヤクザ、寺村組組長の父と博徒の娘である母の間に生まれる。

早稲田大学在学中は学生運動に没頭し、共産党系ゲバルト部隊隊長として名を馳せる。

『週刊現代』（講談社）記者を経て、家業の解体業を兄とともに継ぐが倒産。

その後、グリコ・森永事件では「キツネ目の男に擬され、重要参考人M」として警察にマークされるが、事件は2000年2月13日に時効を迎え真相は闇に消えた。

1996年10月、自身の半生を綴った『突破者』（南風社、幻冬舎アウトロー文庫）で、作家デビューした。

2005年には、英語版『TOP P A M O N O』も翻訳出版された。近年は、警察の腐敗追及やアウトローの世界を主なテーマにした執筆活動を続けている。

(MIYAZAKI manabu

official website) より

融和運動の再評価 12話
同対審答申の立場を考える 宮崎 学

一九六〇年代以降の部落解放運動・融和運動のありかたを大きく規定したのは、政府の同和对策事業だったろう。この事業は一九六九年（昭和四四年）施行の同和对策事業特別措置法（特措法）にもとづくものだったが、その大本は一九六五年に出された同和对策審議会（同対審）答申であった。これが原点なのだ。

ところが、いま特措法の是非は取り上げられても、同対審答申にもどって考える姿勢が欠けているのに懸念をいんでいる。というのは、同対審答申を再考するなかで、部落解放と融和の双方が共有できる立脚点を探せるのではないかと思うからだ。

解放同盟は、自分たちが進めた国策樹立請願運動の成果だという。確かにそういう面がある。半面、同対審は国の機関で、部落の外側から部落問題を検討するものであって、そのような観点から部落問題に取り組むことが必要だと主張してきたのは、融和運動のほうだった。

解放同盟の主張に沿って書かれた『新修部落問題事典』（解放出版社）は、「融和運動」を「部落差別の原因を社会一般の側にも求め、部落の改善に加えて社会との融和の実現を掲げて官民合同で行われた運動」と定義している。この立場と同対審の

立場は一致しているのではないか。

同対審答申は、部落差別の原因を「心理的差別」と「実態的差別」に分けてとらえ、両者の相互作用の悪循環を断ちきることが必要だとしている。これは全日本同和会綱領の規定そのままである。同和会は、こうした認識にもとづき、このどちらにも偏せず、「運動」「行政」「教育」が別個の次元にありながら相携えて進むべきだとした。この融和運動の視点と答申の視点は一致している。

また答申は、部落問題とは「日本国民の一部の集団が……近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である」と差別を基本的人権の次元でとらえ、だからその解決は国の責務だとしている。

私は、部落の内から解放の立場で考えるから、差別を種類に分けてとらえたり、人権に解消したりする外からの見方を取らない。だが、部落外からの部落問題の理解としては、答申がいつているようなとらえかたでいいと思う。その意味では、同対審の中心になった社会学者の磯村英一のような人が果たした役割は大きいと思う。だが、そういう外からの正しい見方を活かすためには、部落内外の「覚醒」と「自力解放」の構えが必要だと思うのだ。そうしてこそ、同対審答申を共通の広場に解放と融和は統一できるのではないか。